

海老名市住宅改修支援事業

～補助金申請の手引き～



！！申請の前に、もう一度、以下項目のご確認をお願いします！！

- ・ 違法建築物ではないですか（建築確認済証の写しはありますか）？
- ・ 昭和 56 年 6 月以降の耐震基準を満たしていますか？
- ・ 施工箇所ごとに着工前、施工中、完成の各工程の写真はありますか？

目次

海老名市住宅改修支援事業とは	1
重要 申請を検討される方へ	1
1 事業概要等	2
(1) 事業概要	2
(2) 手続の流れ	3
2 補助対象	4
(1) 補助対象住宅	4
(2) 補助対象者	4
(3) 補助対象事業	5
(4) 工種別補助上限額及び補助率表	5
(5) 補助対象事業費・補助金額について	8
3 交付申請について	10
(1) 提出書類一覧表	10
(2) 各様式及びその他書類の確認・取得方法について	11
(3) 申請書類の提出	12
4 補助金の請求について	12
(1) 提出書類一覧表	12
(2) 申請書類の提出	12
(3) 請求時の留意事項	12
5 付録	14
○ 書類記載時の留意事項	14
・ 交付申請書（一般住宅改修支援補助金） - 表面	14
・ 交付申請書（一般住宅改修支援補助金） - 裏面	15
・ 交付申請書（多世代同居住宅改修支援補助金） - 表面	16
・ 交付申請書（多世代同居住宅改修支援補助金） - 裏面	17
・ 施工箇所毎に撮影した写真	18
・ 請求書	20

海老名市住宅改修支援事業とは

居住環境向上による定住促進、空き家の発生抑制、地域経済の活性化を目的に、住宅の改修(リフォーム)に係る費用を補助する事業です。

重要 申請を検討される方へ

以下の項目については、必ず確認・調整を行っていただき、全ての項目にチェックが付いてから、申請をお願いします。(確認方法等は 11 ページ参照)

《事前確認》

- 昭和 56 年 6 月以降の耐震基準を満たす住宅である (書類取得済)
- 違法建築物でない住宅である (書類取得済)
- 居住者全員が市税等を滞納していない (書類等で確認済)

《施工業者等の選定時》

- 工事施工者が「海老名市住宅改修支援事業取扱事業者」または「海老名商工会議所会員」である (市HP等で確認済)
- 工事施工者の受注件数が上限を超えていない (施工業者へ確認済)

《工事の実施前・完成後》

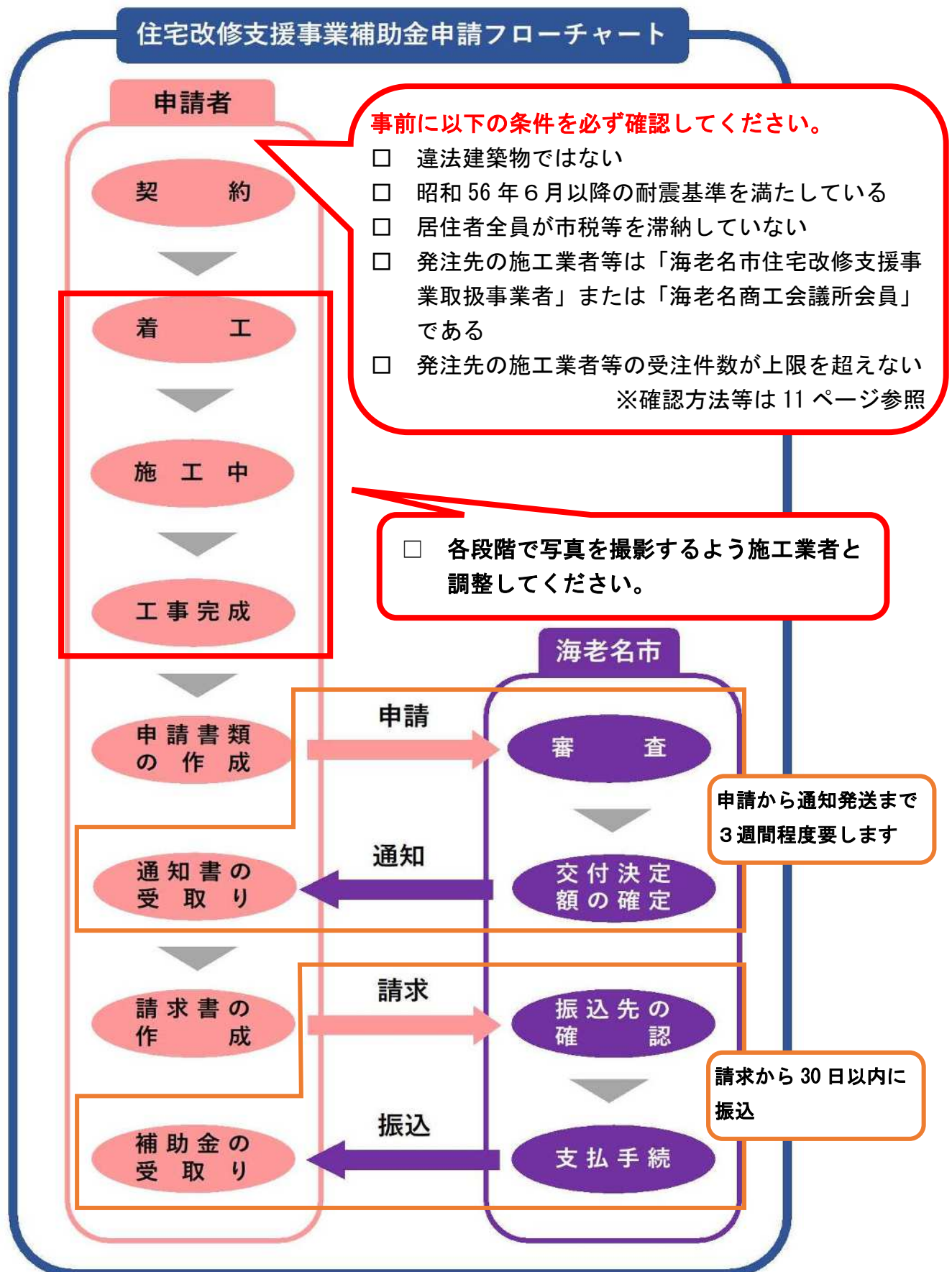
- 「着工前」、「施工中」、「完成」の各段階で写真を撮影するよう施工業者と調整し、各段階の写真が揃っている (写真があることを確認済)

1 事業概要等

(1) 事業概要（下線部…これまでの制度から改正を行った箇所です。）

補助金の種類	<p>一般住宅改修支援事業 … 親、子等の2世代以下で構成される世帯が住む住宅の改修</p> <p>多世代同居住宅改修支援事業 … 親、子、孫等の3世代以上で構成される世帯が住む住宅の改修</p>
対象住宅	<p>次の①～③を全て満たす住宅</p> <p>①海老名市内に存する住宅</p> <p>②違法建築物でない住宅</p> <p>③昭和56年6月以降の耐震基準（新耐震基準）を満たす住宅</p>
対象者	<p>次の①～⑤を全て満たす者</p> <p>①住宅の所有者</p> <p>②申請日時点で当該住宅に居住し、引き続き10年以上居住する者</p> <p>③住宅に居住する者全員が市税等の滞納がないこと</p> <p>④住宅に居住する者全員が暴力団との関わりがないこと</p> <p>⑤原則、過去にリフォームに係る補助金の交付を受けたことのない者</p>
申請場所 受付期間	<p>場所：海老名商工会議所（海老名市めぐみ町6-1 海老名文化会館3階）</p> <p>期間：令和8年7月1日（水）～令和9年2月15日（月）</p> <p>※第1・第3火曜日、土曜日、日曜日、祝日は海老名商工会議所が休みのため、受付できません。</p> <p>※予算（約200件）に達し次第、受付は終了します。</p>
補助金額	<p>次の①、②のいずれか低い金額</p> <p>①<u>補助対象事業費に補助率を乗じて得た額又は工種別補助上限額のいずれか低い額の工種別補助額を合計したもの</u>（8ページ参照）</p> <p>②補助上限額</p> <p>一般住宅改修支援事業…20万円</p> <p>多世代同居住宅改修支援事業…30万円</p>
補助対象 改修工事	<p>・ <u>工事完了日</u>*が令和8年1月1日～令和8年12月31日の工事</p> <p>※<u>工事完了日</u>…工事代金の支払いを終えた日</p> <p>・ 対象工事（詳細は5～7ページ参照）</p> <p>※これまでの対象工事から大きな変更はありません。断熱建材畳床への全面交換など一部工事を新たに対象としています。</p>
申請時期	<p><u>工事代金の支払いを終えた日以降に申請</u></p> <p>※令和9年1月1日～令和9年3月31日の間に工事代金の支払いを終えたものは、令和9年度の予算措置がされ、事業が実施可能な場合に限り、令和9年度に申請可能</p>
補助対象 事業費	<p><u>補助対象改修工事に係る直接工事費（労務費及び材料費等）</u></p>

(2) 手続の流れ



2 補助対象

(1) 補助対象住宅

次の①～③を全て満たす住宅が対象となります。**必ず工事の契約前に確認**してください。

①	海老名市内に存する住宅 ・分譲マンション等の専有部分、店舗併用住宅の住宅部分を含みます。
②	違法建築物でない住宅 ・当該家屋の「登記事項証明書」と「建築確認済証」で確認します。 ※建物面積に差異がある場合、「検査済証」等をご提出いただきます。
③	昭和 56 年 6 月以降の耐震基準を満たしている住宅 ・「建築確認済証」が交付された日付で確認します。 ※昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建物の場合は、耐震診断または耐震改修工事により、地震に対する安全性が確保されていることがわかる書類を本制度の交付申請書と併せて提出することで、補助対象となります。

(2) 補助対象者

次の①～⑤を全て満たす方が対象となります。

①	当該住宅の所有者 ・共有名義の住宅の場合には、共有者全員の承諾を得ている者												
②	申請日時点で当該住宅に居住し、事業完了後も引き続き 10 年以上居住する者 ・多世代同居住宅改修支援補助金の場合は、「多世代」で 10 年以上居住する者												
③	住宅に居住する者全員が市税等の滞納*がないこと ・住民票の世帯に限らず、実際に同居している者全員が対象となります												
④	住宅に居住する者全員が暴力団との関りがいないこと ・住民票の世帯に限らず、実際に同居している者全員が対象となります												
⑤	過去にこの補助金又は以下の補助金の交付を受けていない者 <table border="1" data-bbox="312 1447 1270 1744"> <thead> <tr> <th>助成金等の名称</th> <th>実施団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海老名市住宅リフォーム助成金</td> <td>海老名市</td> </tr> <tr> <td>海老名市三世代同居支援リフォーム助成金</td> <td>海老名市</td> </tr> <tr> <td>海老名市空き家活用促進リフォーム助成金</td> <td>海老名市</td> </tr> <tr> <td>魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金</td> <td>海老名商工会議所</td> </tr> <tr> <td>海老名市住宅断熱改修促進事業補助金</td> <td>海老名市</td> </tr> </tbody> </table> ・過去に補助金の交付を受けた年度から 10 年以上経過した場合は、一部工種に限り、再申請することができます（7 ページ参照） ・過去の交付状況がご不明な場合は、住宅まちづくり課へお問合せください	助成金等の名称	実施団体	海老名市住宅リフォーム助成金	海老名市	海老名市三世代同居支援リフォーム助成金	海老名市	海老名市空き家活用促進リフォーム助成金	海老名市	魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金	海老名商工会議所	海老名市住宅断熱改修促進事業補助金	海老名市
助成金等の名称	実施団体												
海老名市住宅リフォーム助成金	海老名市												
海老名市三世代同居支援リフォーム助成金	海老名市												
海老名市空き家活用促進リフォーム助成金	海老名市												
魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金	海老名商工会議所												
海老名市住宅断熱改修促進事業補助金	海老名市												

※市税等の滞納…市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の全ての税目で滞納がないこと

(3) 補助対象事業

次の①～④の条件を全て満たす、工事が対象となります。

①	10万円以上(消費税及び地方消費税を除く)の補助対象改修工事(5～7ページ参照)
②	申請者本人が「海老名市住宅改修支援事業取扱事業者」または「海老名商工会議所会員」と契約して行った工事
③	令和8年1月1日～令和8年12月31日の間に工事が完了し、工事費を全額払い終えている ※令和9年1月1日～令和9年3月31日の間に工事が完了し、工事費を全額払い終えたものは、令和9年度に申請可能です。(予算措置され、事業が実施可能な場合)
④	国または神奈川県もしくは海老名市が実施する他の補助制度を利用する工事でないこと

(4) 工種別補助上限額及び補助率表

凡例：○…対象となる工事等 ×…対象とならない工事等

No.	工種	補助対象事業費に補助率を乗じて得た額又は工種別補助上限額のいずれか低い額	
		工種別補助上限額	補助率
1	外壁等全面の塗装又は張り替え等 ※No. 2の工事と併せて施工する場合、足場の設置費用はNo. 1の工事費としてください。	10万円	補助対象事業費の5分の1
	○：住宅の外壁全面を塗装等した場合 ×：1階または2階部分のみの塗装等の部分的な工事、擁壁等の住宅ではない外構部分の工事		
2	屋根等全面の塗装 ※No. 1の工事と併せて施工する場合、足場の設置費用はNo. 1の工事費としてください。	5万円	
	○：屋根等全面を塗装等した場合 ×：1階または2階部分のみの塗装等、部分的な工事		
3	屋根等全面の葺き替え ※No. 1の工事と併せて施工する場合、足場の設置費用はNo. 1の工事費としてください。	10万円	
	○：屋根等全面を葺き替えた場合 ×：部分的に葺き替え工事を行った場合		
4	間取り変更	2万円	
	○：壁の新設または撤去による間取り変更 ×：家具の設置、建具の除去等 例) ドアの撤去による間取り変更等		

5	居室等の床の全面張り替え ○：壁、建具等により空間が仕切られている（用途が分けられている）箇所の全面を施工する場合 ×：一部劣化した床のみ張り替える等、部分的に施工する場合	3万円
6	居室等の内壁又は天井の全面張り替え ○：壁、建具等により空間が仕切られている（用途が分けられている）箇所の全面を施工する場合 ×：一部劣化した壁紙等のみ張り替える等、部分的に施工する場合	2万円
7	ドアの新設又は交換 ○：住宅内部に設置するドア（玄関及び勝手口を含む）を新設又は交換する場合 ×：門扉の交換等、住宅以外に設置するドア	3万円
8	浴室の全面改修 ○：ユニットバス等で天井及び壁を含む全面を改修した場合 ※浴室暖房乾燥機は、埋め込み式の製品を浴室の全面改修に合わせて設置、交換する場合 ×：浴槽の交換のみ等の一部改修	10万円
9	洗面室の改修（洗面台の改修含む） ○：洗面台一式の交換や、洗面室の壁、床全面の張り替え等を施工する場合 ×：付属品（洗濯パン、収納棚等）の交換のみを行う場合	3万円
10	システムキッチンの全部改修 ○：システムキッチンを全部改修する場合や、床等の張り替えを併せて行う場合 ×：取付け工事を伴わない設備等の設置 例）据置型の食洗器、ごみ箱の設置など	10万円
11	システムキッチンの一部改修 ○：システムキッチンの複数箇所を同時に施工した場合や一部を改修する場合 例）ガスコンロとレンジフードの交換など ×：取付け工事を伴わない設備等の設置	3万円
12	便所の改修（便器、便座等一式の改修、便所内の床、内壁又は天井の改修を含む） ○：便器の交換、壁及び天井の張り替え等 ×：便座のみ（ウォシュレット含む）、タンク、リモコン等の付属物のみを交換する場合	3万円

13	給湯設備の改修及び交換 (エコキュートまたはハイブリッド給湯器)	3万円	
	※製品の性能がわかる書類(カタログ等)を提出		
14	給湯設備の改修及び交換 (エコジョーズまたはエコフィール)	2万円	
	※製品の性能がわかる書類(カタログ等)を提出		
15	床暖房設備の新設	5万円	
	○: 居室等に床暖房設備を新設する場合 ×: 既存設備の更新等をする場合		
16	断熱改修工事	10万円	
	○: ZEH水準相当の仕様基準に適合する建材を使用した場合 ※使用建材の性能証明書等、断熱性能がわかる書類を提出 ×: 省エネ基準に適合する仕様の建材を使用した場合		
17	断熱建材畳床へ全面交換	2万円	
	○: 既存の畳床の全面を、断熱建材畳床へ交換する場合 ※使用建材の性能証明書等、断熱性能がわかる書類を提出 ×: 断熱建材畳床以外に交換や部分的に交換した場合		
18	バリアフリー工事	2万円	
	○: 住宅内部の段差解消等を施工する場合 ×: 外階段等の手すりの設置等の住宅外部に施工する場合		
19	防犯対策	3万円	
	○: CPマークを取得している製品を用いる扉又は窓のガラス交換、面格子の設置 ※製品がCPマークを取得していることがわかる書類(カタログ等)を提出 ×: 防犯カメラの設置、防犯砂利の敷設等		
20	居室等の増築	10万円	
	○: 建築確認検査を受けた居住部の増築工事 ※申請時に検査済証の写しを提出 ×: カーポートの新設、離れの建築等		

※同一の工種を複数箇所施工した場合でも、補助上限額は加算されません。

※国または神奈川県、もしくは海老名市が実施する他の補助制度等を利用する工事は、補助の対象外となります。

※再申請(過去に補助金を受けた年度から10年以上経過した場合)は、以下の工事内容を施工する場合に限り、申請できます。

- ・No. 1 と No. 2 または No. 3 のいずれかを併せて行った場合
- ・No. 16 を行った場合(分譲マンション等共同住宅に限る)
- ・No. 18 を行った場合

(5) 補助対象事業費・補助金額について

- 「補助対象事業費（補助金の対象となる工事費）」は、「補助対象改修工事」に係る直接工事費（労務費*及び材料費等）です。

※ 労務費の考え方

補助対象	搬入費、運搬費、コーキング費、高所作業費、改修に伴う必須施工費、梱包資材処分費、産業廃棄物処理費、足場代、養生費
補助対象外	水道光熱費、採寸費、補助金申請手数料など

- 直接工事費以外の諸経費につきましては、補助対象外となります。
- 契約書や見積書では、「〇〇工事一式」といった表記はせず、詳細項目を記載ください。
- 値引きがある場合は、可能な限り工種別工事ごとに値引きを行ってください。工事金額全体に係る値引きとなる場合は、値引き前の工事費の合計に対する工事費の比率で按分（小数第一位を四捨五入）し、工種ごとに値引きしてください。
- 「補助金額」は、以下の A（a、b のいずれか低い方）または B のいずれか低い方となります。

A	a	補助対象事業費に補助率（1/5）を乗じて得た額
	b	工種別補助上限額（5～7ページ参照）
B	一般住宅改修支援補助金	200,000 円
	多世代同居住宅改修支援補助金	300,000 円

<補助金額の計算例>

○ 前提：一般住宅改修支援補助金対象者が、浴室の全面改修と便所の改修を実施した場合
① 浴室の全面改修：工事費 900,000 円
② 便所の改修：工事費 100,000 円
○ 工種別補助金額の計算（a、b のいずれか低い方）
① 浴室の全面改修
a：900,000 円 × 1/5 = 180,000 円
b：100,000 円（浴室の工種別補助上限額）
→ ①は、bの方が金額が低いため、工種別補助金額は 100,000 円…(7)
② 便所の改修
a：100,000 円 × 1/5 = 20,000 円
b：30,000 円（便所の工種別補助上限額）
→ ②は、aの方が金額が低いため、工種別補助金額は 20,000 円…(イ)
➡ (7)100,000 円 + (イ)20,000 円 = 120,000 円が工種別補助合計額（A）
○ 補助金の計算
A：120,000 円（工種別補助合計額）
B：200,000 円（一般住宅改修支援補助金）
➡ この例の補助金額は、Aの方が金額が低いため、120,000 円となります。

補助金の額については、『補助金額の計算表』を用いて算出することができます。

市HPからダウンロードできるファイルは、網掛け部分のセルを入力するだけで自動計算されますので、ご活用ください。

印刷されたものを用いてご自身で計算される場合は、赤枠内をご記入ください。

海老名市住宅改修支援事業補助金 補助金額計算書

名		補助金の種類	
	(円)		(円)
含む全体の額 消費税を除く		値引額 (補助対象外工事分を含む、全体の額)	
	(円)		(円)

工事種別	① 工事費	② 値引額 (按分後)	③ 補助対象 工事費	④ ×補助率	
1 外壁等全面の塗装 (張り替え等含む)					20,000
2 屋根等全面の塗装					30,000
3 屋根葺き替え					20,000
4 屋根葺き替え					20,000
7 ドアの新設又は交換					20,000
8 浴室の全面改修					100,000
9 洗面室(洗面台を含む)の改修					30,000
10 システムキッチン [※] の全面改修					30,000
11 システムキッチン [※] の一部改修					30,000
12 便所の改修					30,000
13 給湯設備の改修及び交換 (エコキュート・ハイブリッド)					30,000
14 給湯設備の改修及び交換 (エコジョーズ・エコフィール)					20,000
15 床暖房設備の新設					50,000
16 断熱改修工事					100,000
17 断熱建付畳床への全面交換					20,000
18 バリアフリー工事					20,000
19 防犯対策					30,000
20 居室等の増築					100,000
小計					合計 (A)
					補助上限額 (B)
					申請補助金額 (A、Bのいずれか低い方)

補助対象外工事費を含む全体の工事費
※全体に係る値引き額を除く

《工事費》
工種が特定できる値引き額を当該工事費から差し引いた額

《工事費全体に係る値引き額》
例) 端数調整値引き
セット割引 など

実施した補助対象工事の項目のみの記載

3 交付申請について

(1) 提出書類一覧表

No.	書類名	備考	提出
1	交付申請書：第1号様式		必須
2	施工業者等と締結した契約書等又は請求書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者（申請者）の氏名が記載されていること ・工事の内容及び金額等の内訳が詳細に記載されていること 	必須
3	海老名市住宅改修支援補助金 補助金額計算書：参考様式1	計算内容と No. 2 の書類の内容に差異がないこと	必須
4	工事代金の支払いが完了したことを証明する領収書等の写し	複数枚に分かれている場合は、その全て	必須
5	<p>工事箇所毎に撮影した写真：参考様式2</p> <p>※任意の様式も可。その場合は、参考様式と同様に作成してください。</p>	<p>！詳細は17ページを確認！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず、着手前・施工中・完成の各工程写真を撮影(例1) ・写真は極力大きく貼付(例1) ・着工前と完成時の写真は、同アングルで撮影(例1) ・一部工種については、2枚目以降で各工程を撮影(例2) 	必須
6	住宅に係る不動産登記事項証明書	申請日までの3か月以内に発行されたもの 土地の登記事項証明書は不要	必須
7	建築確認済証の写し	紛失等で建築確認済証の提出が不可能な場合は、検査済証または台帳記載事項証明書で確認検査が済んでいることを確認	必須
8	申請者を含む居住者全員の住民票の写し	コピー不可	必須
9	申請者を含む居住者全員の納税（完納）証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・満16歳未満の者かつ親族の税法上の扶養とされている者の場合、提出不要 ・市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の全ての税目で滞納がないことを確認できる書類として完納証明書または各税目の納税証明書を提出 	※1

10	親、子及び孫等の親族関係がわかる戸籍謄本等	多世代同居住宅改修支援事業補助金のみ必須	※2
11	出産予定日がわかる書類の写し	多世代同居住宅改修支援事業補助金のみ必須	※2
12	断熱性能やC Pマーク等を証明する書類	No. 16、17、19 の工事を行った場合のみ製品の性能が記載されているカタログ等や納品書、性能証明書を提出	※2
13	耐震診断または耐震改修工事等により地震に対する安全性が確認できる書類（参考様式 など）	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅の場合は、耐震診断もしくは耐震改修工事により、申請時点で耐震性能が昭和 56 年 6 月以降の基準を満たしていることを確認した書類を提出	※2
14	その他、市長が必要と認める書類		※2

※1 海老名市が保有する公簿等により個人情報を取得することに同意した場合は添付省略可能
ただし、令和8年1月2日以降に海老名市に転入されてきた方は、海老名市で課税されない
税目が生じることから、添付を省略できません。

※2 該当する場合のみ提出

(2) 各様式及びその他書類の確認・取得方法について

申請書等の各様式は、市ホームページまたは窓口で配布しています。郵送等での対応は行っておりませんのでご了承ください。

また、その他様式以外の書類は住宅まちづくり課では取得できません。下表のとおり、それぞれの書類の発行元にお問合せください。

No.	書類	発行元
2 4 12	工事に係る以下の書類（提出はコピー） ・契約書又は請求書 ・領収書 ・省エネ又は断熱性能を証明する書類※1	工事を発注した施工業者等
6	住宅の不動産登記事項証明書	横浜地方法務局 大和出張所 大和市中心一丁目 5-20 電話：046-261-2645
7	建築確認申請に係る以下の書類 ・建築確認済証 ・検査済証 ・台帳記載事項証明書	神奈川県厚木土木事務所 東部センター 綾瀬市寺尾本町 1-11-3 電話：0467-79-2800

8 10	住民票の写し、戸籍謄本	海老名市役所 窓口サービス課
9	完納証明書、非課税証明書 ^{※2}	海老名市役所 市民税課
	税目ごとの納税証明書 ^{※2}	海老名市役所 市民税課
	・ 市民税、軽自動車税 ・ 固定資産税、都市計画税 ・ 国民健康保険税	海老名市役所 資産税課 海老名市役所 納税課
13	地震に対する安全性が確認できる書類 ^{※3}	耐震診断を行った建築士又は耐震改修工事を発注した施工業者等

※1 「給湯設備の改修及び交換」、「断熱改修工事」、「断熱建材畳床へ全面交換」を行う場合

※2 海老名市で課税されていない場合は、課税されている自治体の税務担当課

※3 建築確認申請日が昭和56年5月31日以前の場合

(3) 申請書類の提出

① 提出場所・方法

提出場所：海老名商工会議所（海老名市めぐみ町6-1 海老名文化会館3階）

提出方法：商工会議所の受付窓口

※電子及び郵送での受付は行っておりませんので、ご了承ください。

② 受付期間

令和8年7月1日（水）～令和9年2月15日（月）

※第1・第3火曜日、土曜日、日曜日、祝日は商工会議所がお休みのため、受付できません。

※予算（約200件分）に達した場合、上記期間内であっても受付は終了します。

随時、市HPで状況を更新しますので、ご確認ください。

③ 留意事項

申請内容に疑義がある場合、追加書類等の提出を求める場合があります。

4 補助金の請求について

(1) 提出書類一覧表

書類名	備考	提出
請求書：第12号様式	押印不要	必須

(2) 申請書類の提出

「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」がお手元に届いた後、海老名市役所4階住宅まちづくり課へ持参もしくは郵送で提出してください。

請求書は「補助金交付決定通知書兼額確定通知書」に同封いたします。

(3) 請求時の留意事項

- ・ 記載内容に誤りがないか、提出前に必ずご確認ください。
- ・ 申請者以外の口座には振込ができませんのでご注意ください。

- 記載内容を訂正する場合は、二重線で誤った箇所を修正し、その横に氏名を記入してください。訂正印等の押印は不要です。

5 付録

- 書類記載時の留意事項
 - ・ 交付申請書（一般住宅改修支援補助金） - 表面

第1号様式の1（第9条関係）

（表）

海老名市住宅改修支援事業補助金交付申請書

（一般住宅改修支援補助金） 申請（提出）日を記載

年 月 日

海老名市長 あて

（申請者）

〒	—
住所	_____
氏名	_____ 記載漏れに注意 _____
連絡先	携帯 _____
	自宅 _____

私は海老名市住宅改修支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の住宅改修工事について、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

なお、申請に関する審査のため、全世帯員について、**記載されている税目全てに滞納が無い場合に「滞納なし」に”✓”**より個人情報（住民票、戸籍、市で実施している他の税等の納付状況を取得することについて同意します。

1 世帯の状況等

市税等の納付状況	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税 □滞納なし □滞納あり				
氏名	続柄	生年月日 (和暦)	氏名	続柄	生年月日 (和暦)
	本人	年 月 日			年 月 日
※住民票上の世帯に関係なく、同居されている方全員を記入					
		年 月 日			年 月 日

※続柄は、申請者からみた続柄を記入。

※世帯を分離している等についても記載してください。

記載漏れがある場合は審査が滞り、場合により補助金が交付できない可能性があります。

施工した補助対象工事を全て記入してください

2 補助対象改修工事等

工事内容	例 浴室の全部改修、便所の改修 など
工事完了日	年 月 日 (工事代金支払日)
補助金申請額	金 補助金額計算書から転記 (切り捨て)
過去の補助金等交付の有無	<input type="checkbox"/> 不明な場合は住宅まちづくり課へお問合せください (月)
市の他の補助制度	<input type="checkbox"/> 適用あり (補助金名称)
国・県の補助制度	<input type="checkbox"/> 適用あり (補助金名称)

3 添付書類

添付	No.	書類
<input type="checkbox"/>	1	工事の際に施工業者等と締結した契約書等又は請求書等の写し ※工事内容及び金額の内訳がわかる書類を提出すること
<input type="checkbox"/>	2	海老名市住宅改修支援事業補助金 補助金額計算書
<input type="checkbox"/>	3	工事代金支払明細書又は工事代金支払領収書等
<input type="checkbox"/>	4	※工事内容が不明な場合は、必ず申請前に”✓”を入れながら確認してください。
<input type="checkbox"/>	5	建物に係る建築確認済証の写し
<input type="checkbox"/>	6	住宅に係る建築確認済証の写し ※申請日が昭和56年5月31日以前の場合はNo.11記載の書類が必須
<input type="checkbox"/>	7	建物に係る不動産登記事項証明書記載面積と建築確認済証記載面積に相違がある場合、建築確認検査済証の写し又は台帳記載事項証明書
<input type="checkbox"/>	8	申請者を含む居住者全員の住民票（世帯分離している子等を含む）
<input type="checkbox"/>	9	申請者を含む居住者全員の納税（完納）証明書又は非課税証明書 <input type="checkbox"/> 市が取得することに同意し、添付を省略します。※
<input type="checkbox"/>	10	省エネ又は断熱性能を証明する書類（性能証明書等）
<input type="checkbox"/>	11	住宅の確認申請日が昭和56年5月31日以前の場合、耐震診断又は耐震改修工事等により地震に対する安全性が確認できる書類

※No.9について、海老名市が保有する公簿等により個人情報及び市税等の納付状況を取得することについて同意 (☑) した場合は、省略可。

第1号様式の2（第9条関係）

（表）

海老名市住宅改修支援事業補助金交付申請書

（多世代同居住宅改修支援補助金）

申請（提出）日を記載

年 月 日

海老名市長 あて

（申請者）

〒	—
住所	
氏名	記載漏れに注意
連絡先	携帯
	自宅

私は海老名市住宅改修支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の住宅改修工事について、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

なお、申請に関する審査のため、全世帯員（同居予定者を含む。）について、海老名市が保有する公簿等により個人情報（住民票、戸籍、市での利用状況等）及び市税等の納付状況を取得することについて

記載されている税目全てに滞納が無い場合に「滞納なし」に”✓”

1 世帯の状況等

(1) 親世帯

市税等の納付状況	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税 □滞納なし □滞納あり				
氏名	続柄	生年月日 (和暦)	氏名	続柄	生年月日 (和暦)
※住民票上の世帯に関係なく、同居している親世帯全員を記入					

(2) 子・孫等世帯

市税等の納付状況	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税 □滞納なし □滞納あり				
(筆頭者)					
氏名	続柄	生年月日 (和暦)	氏名	続柄	生年月日 (和暦)
		年 月 日			年 月 日
※住民票上の世帯に関係なく、同居している子・孫全員を記入					
		年 月 日			年 月 日

記載されている税目全てに滞納が無い場合に「滞納なし」に”✓”

戸籍謄本等から転記

※続柄は、申請者からみた続柄を記入。

施工した補助対象工事を全て記入してください

2 補助対象改修工事

工事内容	例 浴室の全部改修、便所の改修 など
工事完了日	年 月 日 (工事代金支払日)
補助金申請額	金 補助金額計算書から転記 (未満切り捨て)
過去の補助金等交付の有無	<input type="checkbox"/> 不明の場合は住宅まちづくり課へ確認してください (月)
市の他の補助制度	<input type="checkbox"/> 適用あり (補助金名称)
国・県の補助制度	<input type="checkbox"/> 適用あり (補助金名称)

3 添付書類

添付	No.	書類
<input type="checkbox"/>	1	工事の際に施工業者等と締結した契約書等又は請求書等の写し ※工事内容及び金額の内訳がわかる書類を提出すること
<input type="checkbox"/>	2	海老名市住宅改修支援事業補助金 補助金額計算書
<input type="checkbox"/>	3	工事代金
<input type="checkbox"/>	4	住宅の ※工事内容 書類の不備がある場合、補助金を交付できません。 必ず申請前に”✓”を入れながら確認してください。
<input type="checkbox"/>	5	建物に係る
<input type="checkbox"/>	6	住宅に係る建築確認済証の写し ※申請日が昭和56年5月31日以前の場合はNo.13記載の書類が必須
<input type="checkbox"/>	7	建物に係る不動産登記事項証明書記載面積と建築確認済証記載面積に相違がある場合、建築確認検査済証の写し又は台帳記載事項証明書
<input type="checkbox"/>	8	申請者を含む居住者全員の住民票（世帯分離している子等を含む）
<input type="checkbox"/>	9	申請者を含む居住者全員の納税（完納）証明書又は非課税証明書 <input type="checkbox"/> 市が取得することに同意し、添付を省略します。※
<input type="checkbox"/>	10	多世代（親、子及び孫等）の親族関係がわかる戸籍謄本等
<input type="checkbox"/>	11	同居親族に出生予定の者を含む場合は、出生予定日がわかる書類の写し
<input type="checkbox"/>	12	省エネ又は断熱性能を証明する書類（性能証明書等）
<input type="checkbox"/>	13	住宅の確認申請日が昭和56年5月31日以前の場合、耐震診断又は耐震改修工事等により地震に対する安全性が確認できる書類

※No.9について、海老名市が保有する公簿等により個人情報及び市税等の納付状況を取得することについて同意 (☑) した場合は、省略可。




各工程の写真が揃っていない場合は、補助金が交付できません。

- ・ 施工箇所毎に撮影した写真
必ず着手前、施工中、完成の各工程で写真を撮影してください。
 例1 トイレの改修

参考様式

工 事 写 真

施工箇所ごとに1枚以上作成してください（施工箇所数分、本紙）

工事内容	便所の交換	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: auto;">着手前</div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: auto;">施工中</div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: auto;">完成</div>

「施工前」及び「完成」の写真は、必ず同じアングルから撮影してください。

写真は、横向きで貼付し、極力大きく表示してください。（天地が横でも可）

「施工中」の写真は、他写真から同一の箇所であることが判断できる場合、別アングルでも構いません。

外壁等全面の塗装(張り替え等含む)又は屋根全面の塗装(葺き替え等含む)を実施する場合は要提出

例2 外壁等全面の塗装(2枚目以降の施工中写真)

※外壁等全面の塗装(張り替え等含む)又は屋根全面の塗装(葺き替え等含む)を実施する場合は各工程の施工中写真を提出してください。



各工程の施工中写真を貼付してください。

施工中



施工中



施工中

・請求書

第4号様式（第11条関係）

海老名市住宅改修支援事業補助金交付請求書

年 月 日

提出日（投函日）を記入

海老名市長 殿

（請求者）

住 所

氏 名

連絡先

〒	—
住 所	_____
氏 名	_____ 申請者の情報を記入 _____
連絡先	携帯 _____
	自宅 _____

次のとおり住宅改修支援事業補助金の交付を請求します。

補助金の種類	<input type="checkbox"/> 一般住宅改修支援補助金 「交付決定通知書兼確定通知書」を参考に記入
補助金請求額	金 円

上記請求額は、次の口座に振り込みをお願いします。

金融機関名	〇〇 銀行・信金 申請者氏名 本 〇〇 農協・信組 〇〇 支店 () 出張所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	右詰め7桁で記入
口座名義人氏名	
(カタカナ)	

訂正する場合は二重線を引き、傍に氏名を記入してください。

7桁未満の場合は左に”0”を追加し、7桁で記入

(受付)

記入漏れがある場合、補助金の振り込みができませんので、ご注意ください

令和8年4月作成

令和8年6月改訂

問い合わせ先

【制度に関するお問合せ】

海老名市役所 まちづくり部

住宅まちづくり課 住宅政策係

☎ 046-235-9606

【申請受付に関するお問合せ】

海老名商工会議所

☎ 046-231-5865